

区長会議／区担当教育次長会議 次第

日 時 令和7年7月11日(金)
9:30～10:10(非公開)
場 所 本庁舎5階 特別会議室(web会議)

1 会長からの報告

<区長会議／区担当教育次長会議>

2 部会決議事項の報告案件^a

<区長会議／区担当教育次長会議>

3 各部会からの報告案件^b

<区長会議／区担当教育次長会議> ※同時開催案件

【こども・教育部会／実務部会】

通学路の安全対策について

(部会長及び教育委員会事務局から報告)

(20分)

4 各区の取り組み事例紹介 (他区展開が考えられる官民連携事例等・区間連携が考えられる事例・万博機運盛り上げの取組)、課題共有

<区長会議／区担当教育次長会議>

(各区長から報告)

(10分)

5 その他共有・伝達事項^c

<区長会議／区担当教育次長会議>

(各区長及び事務局から)

(10分)

<区長会議における案件種別等について>

^a 部会で取り扱った、決議案件で、区長会議で報告すべき案件と部会長又は会長が判断するもの。

(「区長会議の運営に関する要綱」3(1)イ、5(2)ア) ※エントリー〆切：会議開催の4日前(月曜日中)まで。

^b 部会で取り扱った、決議案件ではない案件で、上記aと同様に判断するもの。(ただし、決議案件で「決議資料等をイントラネットに掲載し、掲載したことをメール通知したもの。」を共有する場合もこの項目となります。また、【留意事項】をご参照ください。) ※〆切：上記に同じ。

^c 部会で取り扱っていないもの(取り扱った案件は上記a bが原則)で、当日、会長の許可を得て発言されるものや、事前の会長との調整を経て、ルールの例外として、部会で取り扱ったものを共有するもの。(【留意事項】をご参照ください。)

【留意事項】要綱上、各区長は、部会の議論状況をイントラネットの掲載資料で必ず確認することと定められています。(5(2)イ5点目)

また、区長(区の職員)が各部会へ出席(傍聴)している(区長会議設置規程 第7条)ことを踏まえ、区長会議の効果的・効率的な運営の観点から、要点を絞った説明や、提出資料の精査・省略をしていただき、円滑な議事進行へのご協力をお願いいたします。